



令和7年 年頭のご挨拶

公益財団法人 建設業福祉共済団
理事長 茂木 繁

令和7年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

さて、建設業界の自主的な共済制度として全国建設業協会との特約のもとに当団が実施する建設共済保険が誕生してからお蔭をもちまして、今年11月に55年となる大きな節目を迎えることになりました。これもひとえに、ご契約者の皆さまと全国建設業協会並びに都道府県建設業協会の皆さまのご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

建設共済保険は、令和4年度から保険収支の剰余金を全額還元する、法定外の労災保険としては画期的な「契約者割戻金制度」を導入し、公益法人に課せられた収支相償の原則を恒久的に満たす条件が整備される所となりました。一昨年9月の第一回目の支払い以降、割戻金が支払われることで制度改正時に一部削減された安全衛生用品の頒布額はカバーできるばかりか掛金負担がさらに軽減されるなど、より充実した内容に進化する一方で、令和3年10月に保険金区分の最高額を4,000万円から5,000万円に21年ぶりに引き上げてその加入が1,000社を突破するなど好評を博しておりますが、これを契機にご契約者の保険金区分の増額と未加入者に向けて「まずは1,000万円さらに1,000万円運動」を提唱しながら当財団の最大の特長である諸費用補償を活かした2,000万円以上の保険金区分を選択していただけるよう「新しくなった建設共済保険の10のポイント」を踏まえた分かりやすく、丁寧な説明を行ってまいります。

さらに、平成27年に開始してから11年目を迎えた全国建設業協会及び都道府県建設業協会とのタイアップ広告や

昨年も一部地域で放映したテレビ CM 等の広報活動を展開し、次代を担う青年部・女性部との連携も図りながら建設業の魅力の発信と建設共済保険制度の PR に努めてまいります。

なお、平成 28 年度から開始した「労働安全衛生推進事業」では、ご契約者の皆さまの安全衛生対策の一助としていただくために引き続き安全衛生用品を頒布し、建設工事現場に「女性専用トイレ」や「女性専用更衣室」を設置する場合にはそれぞれ 10 万円を上限とする助成も行ってまいります。また、他の模範と認められる労働安全衛生推進者として、令和 6 年度もご契約者と連名で 301 名を表彰し、208 名の方々を当財団のホームページで「安全の守り手」として永く顕彰させていただくほか、特別助成と相まって建設会館に併設されることの多い教育訓練施設等の整備助成等も行っているところです。

本年も、全国建設業協会及び都道府県建設業協会並びに建設関係団体との連携を一層密にして、中核である建設共済保険制度の普及促進活動を積極的に展開することはもとより、相互に扶助し合う「共済」の精神に則り都道府県建設業協会に対する一般助成事業にご支援いただくなど裾野を拡げながら、併せて被災者の遺児等に対する返済不要の奨学金を支給する育英奨学事業、労働安全衛生推進事業等の各種公益目的事業を通じて、建設業界の発展と建設労働者の福祉の増進に役職員一同努めてまいりますので、引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆さまの益々のご隆昌とご健勝を心からお祈り申し上げ、ご挨拶と致します。